



第三節 市町村教育委員会事務局職員研修会をどのように進めたか

一 実態調査にみる市町村教育委員会運営の実情

新法による市町村教育委員会運営の実態について各委員会に対し訪問、調査用紙等による方法をあわせ用いたがその結果の概要はつぎのとおりである。

- 委員会事務局の人的構成について
 - 市町村委員会の事務局の職員組織は著しく弱体であり、法二十三条に示された委員会の職務権限を遂行するにじゅうぶんとはいわれない。
 - ことに小規模町村の場合、教育長のほか専任職員がおらないという極端な場合が割合に多い。
 - 増員できない主な理由は
 - 財政上
 - 町村民、町当局の理解不足
 - 地財法適用町村の事務局人員縮小計画
- 教育委員、教育長の報酬について
 - 全般として委員報酬は低下してきて

東白川	安良恒三
石川	東白川郡棚倉町
田村	玉川春雄
南会津	石川郡石川町
北会津	高杉清寿
耶麻	田村郡三春町
両沼	金沢七郎
石城	南会津郡田島町
双葉	豊田要三
相馬	会津若松市栄町
	長田政愛
	喜多方市惣座の宮
	桜木甚吾
	河沼郡会津坂下町
	風間寛雄
	平市堂の前
	西牧清富
	双葉郡富岡町
	酒井正
	相馬市北町

おり市町村教育行政上の一問題となってきた。

○ことに日額制が目立ってきている。

○教育長報酬も新法施行にともない変動をみたが、国が地方交付税交付金積算の基礎額にまで到達していない市町村が多くみられる。

○条例、規則等の制定状況について

○条例、規則も大規模の委員会においてはかなり整備されているが小規模町